

令和6年度 岐阜県内部統制評価報告書

岐阜県知事江崎慎英は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

(1) 岐阜県内部統制基本方針の策定

岐阜県では、平成18年7月に発覚した不正資金問題に対する深い反省の上に立って策定した「岐阜県政再生プログラム」及び「岐阜県職員倫理憲章」に基づき、透明性が高く信頼される岐阜県政に生まれ変わるために改革に取り組んできたところです。

職員一人ひとりが岐阜県政再生に向けた決意を改めて胸に刻み、県政のガバナンスをより強固で適正なものにしていくため、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、令和2年4月に「岐阜県内部統制基本方針」を定め、従前の取組を基盤とした岐阜県版の内部統制制度を確立しました。

当該基本方針に基づき、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

(2) 内部統制の対象事務

ア 知事部局及び行政委員会等の財務に関する事務

イ 知事部局の許認可、事務引継、自動車運転、公印管理、情報管理及び組織運営に関する事務その他所属固有の事務

(3) 内部統制の推進・評価体制

副知事を実務責任者とする全庁的な推進・評価体制を構築しました。

各所属の内部統制を推進する責任者として「内部統制推進員」を置き、各所属の出納員の職にある者（本庁では管理調整監等、現地機関では総務課長等）を充てています。

2 評価手続

(1) 評価対象期間

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

(2) 評価基準日

令和7年3月31日

(3) 評価方法

ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、1(2)の対象事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、1(2)の対象事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和7年8月8日 岐阜県知事 江崎 祯英